

バスク協同組合法前文の要点と社会的経済

非営利・協同総合研究所いのちとくらし 主任研究員 石塚 秀雄

1. はじめに

現行のバスク協同組合法前文において、協同組合は社会的経済の一部であると明記している。バスク協同組合法の条文そのものの中に「社会的経済」という言葉はないが、それは法的規定である条文の性格上当然である。それは日本国憲法条文に「我ら平和を希求し」と明記し、条文本文の中にそうした自己規定の文言がないのと同断である。バスク協同組合法は、協同組合を社会的経済の構成要素と認めることによって、協同組合運動の性格規定では、世界的にもっとも先進的に位置にあるといえる。

もとより法は諸刃の剣である。それは法の対象となる事物にとって一方的に有利不利を定めたものではなく、社会における事物の諸関係にもとづく公権力による規制規則を示したものであり、現実の事物の存在と運動とは別の規定性にすぎない。すなわち法は事物の法的あり方を示したものにすぎない。とはいえ法が事物の社会的規範を拘束するものであることも確かである。すなわち、協同組合法は、協同組合を公権力及び社会の側からすなわち外側から規制するものでもある。個別的特殊的 entity である協同組合の社会における権利義務の最低限を定めている。法律は対

象そのもののあり方とは必ずしも一致しない。むしろ一致しないものである。極論すれば協同組合運動は法律とは別物で、むしろ定款や内規が自己規定として有用である。すなわち、法とその対象は相互対立あるいは相互浸透、言い換えれば共軛関係にあると言える。このような考えに基づいてバスク協同組合法を見ていくという態度をとる限り、法律条文が金科玉条であるという態度はもとよりとるものではない。以上のように法と運動との対立と支持というダイナミックな関係の中で協同組合運動の現状の発展段階が示されてるということを確認して、規範としての法律について、内容的にどのような特徴があるのか、とりわけ社会的経済という概念との関係でどうなのかを見ていくことが本論の目的である。

2. 改正バスク協同組合法の前段

バスク協同組合法の特徴は2019年改正バスク協同組合法の前文から読み取ることができる。法律前文のみを参考資料として文末に付録としている。法タイトルは「Ley de Cooperativa de Euskadi」である。エウスカディとはバスク語でバスク国という意味である。全文を見ていく前に、スペイン及びバスクにおける協同組合法関連主要法規のうち主

表1. スペイン・バスク協同組合関連法規

- 1931/7/1 法政令 スペイン協同組合法 (第二共和制1931、人民戦線政府1936)
- 1942/2/2 法 スペイン協同組合法 (フランコ独裁体制1936-1975)
- 1974/12/19法52 スペイン協同組合法 (民主化中)
- 1978/ スペイン憲法 (民主化、分権化) 続いて各州法、
- 1982/2/1 法1 バスク協同組合法
- 1987/4/2 法3 スペイン協同組合法 (改正)
- 1993/6/24 法4 バスク協同組合法 (1993)
- 1999/2/2 政令64 公益協同組合手続き規則
- 2000/4/4 政令61 社会的活動協同組合規則
- 2000/6/24 法 1993年改正バスク協同組合法 (第一次)
- 2005/3/29 政令58 バスク協同組合法規則
- 2006/7/18 政令152 バスク協同組合法規則修正
- 2006/12/1 法8 1993年改正バスク協同組合法 (第二次)
- 2008/5/25 法6 バスク小規模協同組合法
- 2011/3/19 法5 社会的経済法 (2022改正)
- 2019/12/30 法11, バスク協同組合法 (2019)
- 2021/10/7 2019年改正バスク協同組合法 (最新)

その他関連法律

- 2002/3/22 法1 スペイン、組織 (アソシエーションの権利法)
政党、労働組合、宗教団体、消費者団体、職能団体、その他アソシエーション
-1964/12/24 法191 アソシエーション法 (1868,1887,)
- 2002/12/23 法49 非営利企業財務法
- 1997/3/24 法4 労働会社法 (2015/10/14 法44 労働参加会社法)
- 2000/6/30 法9 社会保障共済組合法 (保険業法) (1941,1984,1995/)
- 2007/12/13 法44 労働挿入企業法 (バスク政令2008)

(補注) ヨーロッパにおける社会的経済法制の発展

社会的経済の運動概念は19世紀末にヨーロッパにおいて出現した。協同組合、共済組合、アソシエーション、財団など別々の運動として発展した。1980年にフランスで「社会的経済憲章」が定義された。1992年EUでヨーロッパ協同組合法、ヨーロッパ共済組合法、ヨーロッパアソシエーション法の社会的経済三法の作成準備が始まった。これはヨーロッパ会社法とセットとなったものである。2003年にヨーロッパ協同組合法が策定された。

表2. スペインにおける社会的経済の構成 (2019, CEPES)

社会的経済企業数	43,192
(雇用数)	2,184,234人
組合員 (会員) 数	21,625,063人
種類	組織数
協同組合	18,635
障害者アソシエーション	8,163
労働会社 (SAL)	8,160
その他事業体	6,739
雇用促進事業センター	800
労働挿入企業	185
共済組合	225
財団	87

表3. スペインにおける社会的経済の位置

スペイン憲法第129条、公権力による協同組合促進⇒法制度
政府、労働・社会的経済省⇒公権力、中央政府、自治州政府、自治体
社会保障法規⇒関連法令
CEPES ⇒社会的経済団体統一的
各種協同組合連合会⇒個別的連合会

表4. バスク協同組合法における協同組合の種類

- ◎なぜ種類に区分されるのか。ドイツ協同組合は撤廃。会社法に種類区分はない。
- 労働者協同組合 cooperativas de trabajo asociado
- 消費協同組合 de consumo (電力、水道など含む)
- 教育協同組合 de enseñanza
- 農業食品協同組合 agrarias y alimentarias
- 農村経営協同組合 de explotacion comunitaria
- 住宅協同組合 de viviendas
- 金融協同組合 financieras
- 保健協同組合 sanitarias
- サービス協同組合 de servicios
- 若者協同組合 Junior cooperativas
- 社会的統合協同組合 de integración social
- 企業育成協同組合 de fomento empresarial
- 小規模協同組合 sociedad cooperativa pequeña
- 混合協同組合 mixtas

最後に、混合協同組合が、1993年バスク協同組合法で規定されたが、規則的変革を進め、金融面をより容易に取り扱うことができるようになった。

表5. 組合員の種類

協同組合員
不活発（不利用）組合員・休職組合員
協力組合員
投票権付き組合員（混合協同組合のみ）
労働者組合員（労働者協同組合などのみ）

表6. 1982年バスク協同組合法前文の要点

- 近隣協働（Auzo Lan）、農業協同（Lorra）のバスクの伝統
- 1930年代のビルバオの消費協同組合、Alfa生産協同組合の経験
- モンドragon協同組合
- ICA原則
- 義務的準備金、教育社会振興基金
- 労働者組合員と勤労組合員
- 協同組合最高会議の設置（1934カタルーニャ協同組合法に学ぶ）

要なものを以下に列記する。ただし、スペイン17州（たとえばカタルーニア、バレンシア、ガリシアなど）においても州独自の協同組合法制があるが、これらは割愛する。

3. 2019年バスク協同組合法前文の要点

(1) スペイン憲法、ICA原則、国連協同組合解釈との関係

さて、2019年法前文の前史を簡単に要約したので、前文の内容について触れたい。その前にスペインの人口は4742万人でバスク自治州の人口は218万人にすぎない。たとえば長野県が205万人である。スウェーデンの人口は1042万人で神奈川県923万人である。このことは日本の地域社会における法的な整

表7. 1993年バスク協同組合法前文の要点

- スペインがEECに加盟したこと
- ICA原則の遵守
- 協同組合資本の重視
- 組合員規定（資格）の見直し
- 経営陣に非組合員の導入
- 請求委員会の改良
- 出資金制度の改良
- 労働者協同組合における賃金労働者の組合員化および位置づけ
- 協同組合のグループ化（Corporación cooperativa）の試み
- バスク協同組合最高会議⇒行政との関係

備が良きにつけ悪しきにつけスカスカであるということであり、社会運動の規範的（normative）制度の構築が看過されやすく、日本における一般協同組合法や社会的経済概念の規範化がなされないことの原因の一つと思われる。

2019年法でバスク州（la Comunidad Autonoma del Pais Vasco）は協同組合法制の改正と見直しを行った。バスク立法府はバスク協同組合主義の、とりわけ労働者協同組合が主導して発展し、複雑性を増してきたことにより、適切で丁寧な法的な調整に迫られた。スペイン憲法第129条2項が示すように公権力は協同組合を促進しなければならないとしており^(注1)、1979年（スペイン）組織法で承認されたバスク自治州法第10条23項^(注2)によって規定されている協同組合の権能を発展させる必要がある。国際協同組合連盟（ICA）が定めた協同組合の価値と原則、国連による協同組合の性格規定に基づ

^(注1) スペイン憲法（1978年）第129条第2項「公権力は、企業における（労働者）参加の様々な形態を効果的に推進しなければならないし、協同組合を十分な法制を通じて促進しなければならない」。憲法第1条第1項は「スペインは社会的・民主的國家である」と規定している。「社会的國家」とはいわゆる福祉國家としての社会保障ばかりでなく労使関係においても労働者の権利を守る國家として、イタリア憲法でも同様の記述がある。

^(注2) バスク自治州法第10条「バスク國の所管権限」第23項。協同組合、社会保障法に規定されていない共済組織、商業会社の一般規則に該当する協同組織。

き^(注3)、世界の協同組合に対応するものである。

前文によれば、協同組合原則は協同組合の価値を実践するための指針である。すなわち、ボランティアで開かれた連合（アソシエーション）、組合員による民主的統制、組合員の経済的参加、自治と独立、教育、訓練、情報、協同組合間協同、コミュニティへの関与である。

1982年の【スペイン】協同組合関連法では、協同組合法制を企業法制の一環として重視し、仕事の創出と確立の企業的計画として重視し法的な保障を与えた。

1993年のバスク協同組合法制定以来27年経ち、バスク協同組合の現代化のための法整備の必要に迫られた。同時に、市場やグローバル化の競争の中で、協同組合が新しく発展するための保障を作らなければならない。

修正条文はすべて、用語、文脈などの整合性を確保したものである。それは運営機関の専門化、決定の迅速化、財源確保の強化、協

同組合間協同、企業間の競争力の保証、いまでもなく協同組合のアイデンティティの保証、民主的管理の保証、社会的責任の促進などについて特徴的である。

(2) 社会的経済を構成すること。政府の認定

1982年の【スペイン】協同組合関連法では、協同組合法制を企業法制の一環として重視し、仕事の創出と確立の企業的計画として重視し法的な保障を与えた。

1993年のバスク協同組合法制定以来27年経ち、バスク協同組合の現代化のための法整備の必要に迫られた。同時に、市場やグローバル化の競争の中で、協同組合が新しく発展するための保障を作らなければならない。

協同組合の価値と原則はマクロ的またはミクロ的にも社会的経済のより広い概念の中に位置づけられるべきものであり、それは単に理論的ばかりでなく、企業活動の量的規模においても社会的有用性の優位性と不可欠性と希望を示している。

^(注3) 国連における協同組合の所管は社会開発局（DISD）と経済社会局（UNDESA）である。1995年の社会開発声明では「協同組合は社会開発とりわけ、貧困絶滅、雇用の創出、社会的（弱者の）統合に取り組む」と述べている。2012年の国連国際協同組合年における説明では、協同組合の定義は「協同組合は、人々が共同の経済的・社会的・文化的ニーズと願望を、任意に集まった自律的なアソシエーションで、共同して所有し民主的にコントロールされた企業を通じて、かなえるものである（試訳）」とある。国連による「協同組合の価値」と「協同組合の7原則」は、ICAの掲げる「価値」と「原則」と重なる。しかし、国連の「国際協同組合DAY」のスローガンは「協同組合はよりよい世界を築く」とあり協同組合は「経済参加、環境機構問題、仕事の創出、食料保全、生活安全保障、平和実現」を目指すものと位置づけられている。国連の協同組合観は、当然ながらグローバルな課題を設置しているが、貧困の克服、仕事の創出という社会開発論的な立場が強調されている。すなわち、先進国の課題以上に中進国発展途上国の課題が強調されているのは国連の構成が約200か国でその多くが中進国と発展途上国だからである。たとえば日本における協同組合の議論において貧困問題や仕事雇用の創出が大きなテーマになってきたであろうか。すなわち、日本の協同組合論は多分に局部的議論であり、グローバルな議論とはずれているといえる。このことが日本の協同組合セクターがグローバルな実行課題になっている社会的経済の動向に対して鈍感な原因の一つであろう。なすべきことは、グローバルな協同の促進、多様な目的（たとえばSDGs）の実現のために不可欠な社会的経済セクターの形成と参画、協同組合法規則などの組織制度化の深化などと思われる。これにより国連の協同組合促進の運動を成熟した先進国と後進国の社会開発というダブルスタンダード的視点でみるのではなく、グローバルな社会的経済の運動としてのシングルスタンダードで自国の運動をも捉える視点が獲得できるのである。

社会的経済は2011年の（スペイン）社会的経済法^(注4)及びEUの社会経済委員会や各機関の規定では^(注5)、協同組合の歴史的原則と価値がその他企業や事業体に拡大したものと見なされている。

(3) 労働者組合員の規定について

前文ではまた第三者非組合員との関係など

を重視した。第三者非組合員との事業についての規則もあるが、なによりも組合員との事業が優先されるべきで、とりわけ農業・食品協同組合については協同組合最低資本額の規定の柔軟性を取り入れた。もちろん他の種類の協同組合についても同様である。

組合員規則は従来の規定を維持したが、【労働者協同組合以外の協同組合における】

^(注4) スペイン社会的経済法（2011.3.29.法5）の前文の要旨は次の通り。

現代の社会的経済の大まかな歴史は、19世紀末から20世紀にかけて民主的な性格を持つ協同組合、アソシエーション、共済組合がヨーロッパ各国（イギリス、イタリア、フランス、スペイン）で発展した歴史である。1970年代以降「社会的経済憲章」が作られた。先駆的な動きはベルギーの「ワロニー圏社会的経済会議」である。1992年にEUの社会経済委員会がEU社会的経済三法（EU協同組合法・2003年制定、EU共済組合法、EUアソシエーション法）の作成検討を始めた。これらには「労働者参加政令」を付属させた。2002年にヨーロッパ社会的経済会議（CEP-CEMAF）が設立された。2008年にEU社会経済委員会による「社会的経済報告書」が出された。

スペインでは1990年に労働省の社会的経済局を全国社会的経済促進局（INFES）に改組した。2001年政令により社会的経済会議が設置された。スペイン社会的経済連合会（CEPES）の要求により2011年社会的経済法が制定された。社会的経済法はとりわけ公権力との関連にふれ、自治州における社会的経済促進の分権化を示した。従来の協同組合法などではカバーしづらい公的セクターとの協働関係などの整備を図った。とりわけスペイン憲法第149条第1項13「国家権限、経済活動の計画基本調整」に関連する活動として社会的経済が位置づけられた。

^(注5) EUの社会的経済連帯経済（ESS）の定義

現在のEUの社会的経済の定義は社会的経済連帯経済という用語が採用されることが多く、この二つの構成要素を合体させたことによる定義は、確定的とは思われない。すなわち、論理的整合性についてはなお検討の必要があろう。ともあれ、EUにおける企業の10%、雇用の6.5%が社会的経済連帯経済セクターに属すと見なしている。社会的経済連帯経済の基本原則としては1.個人に対する非営利性、2.民主的経営管理、3.社会的有用性、共同的有用性、4.財源混合型（民間資金または公的資金）。

EUは政策として「社会的経済アクションプラン」（2021）を作成している。EUの社会的経済の定義としては社会的企業、協同組合、共済組合、財団、非営利組織などの社会的ビジネスを含み、利潤を社会的目的に使用するものとしている。EUは2011年に社会的経済促進のための「ソーシャル・ビジネス・イニシアチブ Social Business Initiative」文書を出している。当然ながらEUの社会政策の一環として位置づけられている。EU単一市場の活性化の手段の一つとして、社会労働問題の経済的なアプローチとして社会的経済は位置づけられている。したがって事業体の概念規定に重大な関心があるわけではない。すなわち、営利非営利規定論などにこだわっていない。社会的企業はEUの中小企業憲章の中で中小企業を構成するものとされている。したがっていわゆる社会的経済の構成要素の形式にこだわることはなくて、広く「Social Business Initiative Ecoomic Initiative」という用語を使っている。すなわちこの場合 Initiative は事業体と訳するのが妥当である。EUとしてはソーシャル・ビジネスを促進するために公的支援・補助などを整備するのは、当然ながらEU社会政策を実現するためのものである。

EUにおける社会的経済連帯経済（ESS）という用語の概念規定は確定的なものではない。経済活動の領域として市場、公的市場、非市場のそれぞれとの境界にあるESSを従来の社会経済用語で定義する困難さがあり、現実の政策としてはとりあえず、概念議論は棚上げでもかまわないのであるから、各国それぞれのESSの解釈を行い政策に取り組んでいる。

勤労組合員 (socias de trabajo) 【職員組合員】の参加基準を定款に義務づけた。それは協同組合と協働あるいは参加するその他の種類の会社において問題が起きる可能性があるからである。構造的であれ一時的であれ、また例外的であるにしても企業活動の中で発生する可能性がある。

組合員の情報の権利は変わらない。協同組合の文書は協同組合の利害にとってますます重要になり、その権利を侵害することは組合員に重大な被害をもたらす。総会決議はとりわけ重要である。また協同組合の利害のために秘密保持などをしないことや組合員の提案権利を損なっこなってはならないと規定した。組合員の権利は年次監査報告書についてもアクセスできる。組合員の協同組合定款に対する異議申し立てできる最低組合員数は変更がない。事業事項についての異議申し立て、組合員資格試用期間や脱退の規定について、協同組合に対する各種必要な予告期間、組合員資格の最低期間、協同組合が組合員に義務の遂行を個別に要求する権利、法的脱退と不法脱退の差異、強制的脱退について定めた。脱退については三ヶ月の実行猶予期間を作った。除名については定款違反を明記するとした。変更がないのは罰則、組合員権利の停止および解除時期、総会期間中のそれらの取り扱いなどの規定である。組合員の形式についてはいくつかの条文に入れた。従来のものと新しい形式がある。それは協同組合の特性に基づくものでありまた現今の経済的要請に基づくものである。無期限組合員資格の手続きについても定めた。不活動・不利用の組合員については、投票権を投票全体の5分の1【20%】と制限し、休眠組合員の定款上の権利義務を定めた。

最後に労働者協同組合 (cooperativa de trabajo asociado) の労働者組合員 (socias

trabajadores) の組合員権利の停止や強制的脱退について明記し、用語の整合性を定款の各条文の中で行った。また各機関の権限、理事会への請求がいつでもできるようにした。出資金の払い込み期間規定と経済的理由による脱退について規定し、義務的出資金の払い込みは最大限2年以内(月割り)とした。ただし任意出資金は一括払込とした。

以上は前文の説明概要であるが、条文(第19条)では、組合員の種類は4種類と明記された。a. 正組合員、b. 不活動組合員・非利用組合員・休職組合員 c. 協力組合員、d. 混合型協同組合における投票権付き組合員。また組合員は自然人(個人)の場合も法人の場合もある。bに区分される組合員のうち「不活動組合員」とは活動実績があるが、組合員資格を認められた者で、投票総数の20%以下でなければならない。年金受給者となった組合員を含む。「協力組合員」とは投資組合員または出資組合員で、個人、法人、行政(公権力)などが含まれる。とりわけ混合型協同組合における組合員形態である。これらを含め、非組合員の投票数は全体の1/3以下(以前は1/4)となった。また従業員教育、障害者の雇用促進およびそのための公権力との協力、社会保障法との整合などの条文を整備した(第103条)。ILO 規準の遵守(第105条)が追加された。

組合員の中で「労働・組合員 (socias de trabajo) についての条文(第21条)は、労働者協同組合における労働者組合員 (socias trabajadoras) とは異なる概念である。すなわち、労働者協同組合以外の種類の協同組合で働く「組合員」である。定款においてこの「労働・組合員」に対して、労働者協同組合の労働者組合員と同じ資格を明記することができる」とされている。いささか分かりづらいが、たとえば、日本の生協・農協の職員が、

単に「組合員」資格を有するという場合ではなくて、労働者組合員としての資格を有するということになる。すなわち、その場合、生協・農協はいわゆる「混合型協同組合」あるいは亜種「労働者協同組合」という性格を持つことになる。

協同組合における賃金労働者の比率は30%まで（以前25%）となっているが（第103条）、その取扱いについての具体的な条文は試行錯誤の段階といえるので、今後さらに検討される必要があるであろう。すなわち、モンドラゴン協同組合においては、労働者協同組合における非組合員労働者（賃金労働者）を労働者組合員にしようとする方針があったが、この試みは順調にっていない。第一に協同組合側の経営上の事情、賃金労働者側の事情、社会の状況などが複合的に関連して、協同組合とはよいものだという単純な考えでは協同組合の労働政策は立ちゆかないことが明らかになり、労働者の経営参加の形態、賃金労働者との関係性についてはなお議論を深める必要があろう。とはいえ、協同組合に対して一般企業以上に過度に労働政策を確立しろという要求は、社会的公平性に欠けることになるものの、しかし、「デーセントワーク」を目標に掲げているからには、一般企業のように労働政策を公権力に丸投げするということではなく、積極的に協同組合における労働者の社会化の問題を検討していく必要があろう（第107条）。

(4) 経営・代表機関（経営陣および理事会）について

改めて機関制度を明記した。すなわち、総会と運営機関の二つである（第32条。理事会の条文もあるが、協同組合の規模によっては理事会は必要とされない。理事会がある場合は運営機関（経営陣）は理事会が指名す

る。また理事会の男女同数を原則とした（第47条）。管理運営機関の規則を新しくした。すなわち、理事の30%まで非組合員を認めた。協同組合をより機能的にするために組織の権限をより具体化し自主的になるように規則を組織にあったものにし、諸機関との整合性をとるよう体系的にした。

総会は、その他の機関との関係で機能の明確化をした。重要決定の投票数は2/3とした。法人組合員については複数投票の可能性を認めた。協同組合の活動に十分参加しない組合員についての投票権の制限ができるようにした。

非組合員が専門的経営に関わることができるようにした。その決議の透明性を強化した。彼らが理事、理事代理の指名を受けられるようにした。

運営機関における非組合員専門家の割合は1/3までとすることができるようにした。事務局長や事務局に理事でない専門家を置けるようにした。

総会指名決議を得ないで一時的に専門家を事務局に採用することができるようにした。

組合員が大規模化した協同組合における総会招集の強化を図った。重要決定の投票数は2/3とした。法人組合員については複数投票の可能性を認めた。協同組合の活動に十分参加しない組合員についての投票権の制限ができるようにした。紛争の調停規則、手続きの承認などの書式などを決めた。運営機関における非組合員専門家の割合を1/3までとすることができるようにした。事務局長や事務局に理事でない専門家を置けるようにした。また経営陣を統制する条文を増やし、報酬については年次報告書に記載することにした。

(5) 監視委員会（監査委員会）について

監視委員会についての修正は、協同組合の

会計報告書が外部の会計監査機関に任される場合に、形式などをきちんとできるようにすることに限定したもので、組織運営それ自体の修正ではない。

(6) 社会委員会について

社会委員会 (consejo social) 【労働者組合員委員会】(第57条)は、バスク協同組合主義の独特の社会機関として有用であるが、これは協同組合の規模に関わりなく、各協同組合が設置するかどうか決めるべきものである。

請求委員会 (comité de recurso) (第58条)は、民主的性格を持ち、協同組合の自主統制を示すものであり、設置は各協同組合の任意であるが、規則の用語は同じものとする。

(7) 協同組合資本と組合員出資について

協同組合資本 (capital social) (第60条)には3種類の規定がある。第一に、破産しない場合に法定の利子払いを前提とした運用である。第二に、資本縮小または事業活動縮小の場合のように、特別な事柄に一致対応したものである。第三に、法律に合わせるものである。すなわち、ひとつは、定款の修正によって、強制的に、出資金とその払い戻し権利について規定が変更されて、払戻が無条件に拒否されるようになる場合である。もうひとつは、協同組合の企業活動のための経済規準の目的のための出資の払戻が拒否できると、任意に定款で定められている場合である。剰余金を義務的準備金、協同組合教育推進基金、その他公益目的に充当する場合、2008年規則によって、組合員や従業員への情報・教育のため、男女平等のためにも使わなければならない。

(8) 剰余金の配分について (第70条)

剰余金処分の配分については、義務的準備金には30%まで(組合資本の50%まで)、教育振興基金には10%・公益目的に10%まで(第72条)とした。この中には男女平等のための事業も含めている。その他、組合員労働配当金、賃金労働者(非組合員)労働配当金にも充当できるとした。

(9) 義務的準備金について (第71条)

組合員に分配できない。独自の社会資本の蓄積である。協同組合資本の50%を超えてはならない。超えた部分については損失金への充実に回されることが追加された(第73条)。

(10) 損失の処理について

外部第三者への負債をどこまで、組合員出資金は協同組合にとって資本か負債か。この問題は、リーマンショック後の2013年に発生したモンドラゴンのファゴール家電の倒産処理において顕在化した。裁判所が管財人を指名し、第三者債権の充当を優先させたが、その際、組合員出資金は資本なのか出資金なのか、すなわち株式なのか負債なのか問題となった。その時の裁判所の判断は資本すなわち協同組合の財産であるとの判断であったが、今回のバスク協同組合法改正では組合員の組合資本に対する出資金 (aportación) は負債充当の対象となるが、その他の出資金(組合員勘定)は差し押さえの対象にならないとした。昔のように協同組合の解散時の財産処理を協同組合が自由に実施するという時代ではなくなって来ている(第73条)。

(11) 協同組合の法人転換について

企業形態を変えることは、その協同組合の本質を解体する恐れがあるが、現行の法的形

態を変えずに維持するならば、実務的規範面をよくすることでもある。この問題は協同組合の非協同組合化の是認とみるのではなくて、社会的経済企業としての多様な展開の手続き簡素化として見るべきと思われる（第88条、第89条）。このことは次の小規模協同組合、企業促進協同組合やジュニア協同組合の種類・創設とも関連する。

(12) ジュニア協同組合

これは学生の起業活動について行政が補助金を支出して支援するものである。若者の仕事の創出支援制度はフランスにもある。日本においては新しい労働者協同組合法が同じような役割を果たせるのかどうか今後の動向が注目される（第132条）。

(13) 企業促進協同組合（第135条）

これは専門家集団による協同組合作りのためのものであるから、協同組合組織規則の例外的取扱となる。

(14) 小規模協同組合（第136条）

これは2名から10名の規模協同組合である。簡単に作れるようにしたもので、専用の規則条文としている（第136条から第144条）。

(15) 解散。清算について

唯一新しい点は、現行の競争入札に必要な調整を行ったことである。すなわち、再建の可能性のある場合の破産の取扱である。逆に、変更されたのは、清算の規則で、これまでの規則では清算人に指名される人物は組合員の資格が必要であった。現在は、当該協同組合の解体処理するために指名された組合員が無能力で、命令された清算や消滅の実行ができない場合があり、総会はそれに対して清算人を変える決議をすることができるとし

た。資産の認定、収支表の承認、配当計画については従来規則が適用される。法的保障のために、特別異議申し立てについても従来規則どおりだが、別に協同組合を設立する場合にも同様の規則がその協同組合に適用される。登記消滅の規則は変更があり、単に形式問題と、会計文書その他文書を清算人は5年間保存しなくてはならない。

(16) 協同組合の統合とグループ化（第154条）

第二次協同組合【連合会】、第三次協同組合【総連合会】の形成は、協同組合間のグループ化の規則に基づくが、効率的な事業共同活動にとって必要なものである。協同組合同士が統合的に自主統制することだが、協同組合に限らず一般的なことでもある。

検査（interviniente）協同組合は、経済活動を補完する役割をもつもので、より一般社会的な規則に基づいた組織でコンサルタント的活動を行うものである。以上のように協同組合は発展しており、協同組合企業（corporaciones cooperativas）という用語は廃止された。経営陣の二重化を意味したが、不要になったか禁止されたからである。逆に協同組合グループに対する法的整備が行われ、協同組合どうしの制度化が進められ、市場における効率化に協同組合も対応している。

(17) 協同組合と行政、公権力（第156条）

行政とは第一に協同組合の育成、第二に協同組合の合法性の保証に関連する。

公私共同については、労働者協同組合、消費協同組合、農業食品協同組合、住宅協同組合などが教育面、農村開発、社会的統合などにおいて協同組合運動として組織的制度的に活動している。2011年の【スペイン】社会

的経済法がそれらの活動をまとめたものになっている。

バスク協同組合運動と行政の活動との関係では、従来の時代遅れの関係を革新する必要がある。行政の肩代わりをする「政策」は、【行政による】検査や制裁機能を含めて、バスク協同組合法制に違反するものである。1993年バスク協同組合法には【協同組合自身による】制裁手続きについて触れているが、今日に至るまで規則化されていないのである。1993年法第139条と140条に違反と制裁の規定があるが、現在まで見直しはされていない。その間、バスク協同組合運動は発展し、ますます行政的な違反と制裁の監督に対して見直しの要請が強まっている。行政の検査の役割は、基本的に協同組合における組加、民主的、連帯的運営、不分割準備金、出資金などに関するべきで、一般的な型どおりの検査をするべきでなく、一般市場の企業に対するように協同組合を取り扱うべきではない。協同組合は共同という点で他の企業とは異なるのである。すなわち「社会的利益」企業として公的検査を行うべきなのである。

(18) 協同組合の解散および清算 (第91条、第101条)

解散についての規則に変更はない。セクター内部で処理できない。

(19) 協同組合連合主義 (asociacionismo) (第163条)

協同組合の連合においてアソシエーション【結社、連合】の自由は、最低限規則化されており、バスク自治州の公権力は協同組合間協同を促進し、その代表制の規準を認めている。バスク協同組合の連合主義は、各種協同組合の連合会には「バスク (Euskadi) という言葉をつけている。法的呼称としては連合

会、総連合会をつけ、加入協同組合に対して会計チェック、会計監査などを行うことができる。バスク協同組合会議との関係では、財政情報規準や年度会計報告の規準の統一化を図っている。バスク州政府は、協同組合各連合会、バスクの諸大学、州議会などをバスク協同組合会議に参加させている。バスク協同組合会議は、定款に基づいて、仲裁機能を持ち、組合員との紛争や利害問題の仲裁役を果たす。

(20) 追加・暫定・廃止・最終措置

廃止になった項目は以下のものである。

- 追加措置7, 社会保障確認事項
- 追加措置9, 協同組合運動の分割
- 暫定措置2, 定款の有効期間について
- 最終措置3, アソシエーションと財団の公益性と協同組合を同じ扱いにすること、資産や文書についての記述。地域における住宅協同組合の公益性とその建設について。

4. 日本の協同組合運動への示唆

本報告ではバスク協同組合法の前文だけ訳出して資料としたが、本来ならば協同組合法条文を資料として添付すべきであろう。残念ながらそれは今後の課題にさせていただく。文頭においても書いたが、200万人程度の地域でも、協同組合や社会的経済に対する法的実践の規定は日本に比べると細密であるといえる。日本においても組織のいろいろな側面の問題を概念整理して運動に生かすべきかと思われる。

バスク協同組合法制が示唆するものを列挙すれば以下のようなものがある。

- 公権力との関係⇒冷たい、無理解な法制、労働、社会保障、人権、
- 社会的経済セクターの形成⇒たこつぼは行

政だけではない。社会的経済という総括的な概念、あるいは社会観の必要性。シンボリックな標語（ブエンビビール）。仕組みをきちんと勉強する。概念定義を厳密にしすぎない。

- 定款の充実化⇒組織構造についてきちんとすることを考える。自己決定の重視。
- 労働者協同組合法と政府の意図⇒①出資、経営、労働参加の三位一体、②地域（社会）のツール、雇用、多様な働き方、③組合員労働契約の問題点⇒そもそも労働三法との整合性はない。理事は労働者か？ 相互入れ替えの場合、④非組合員労働契約の場合⇒規定なし？ ⑤賃金労働者の権利、⑥労働組合の結成について ⑦総会組合員議決権⇒団体、その他組合員⇒規定なし、⑧剰余金の分配⇒準備金設置、労働配当あり、⑨赤字、清算の規定⇒ない。⑩最低資本金⇒規定なし。⑪ニセ労協の出現の可能性はあるのは当然である。いわゆるブラック企業が存在することをもって会社法が悪だとはいえないのと同じである。

資料

2019/12/20法11バスク協同組合法の前文
Ley de Cooperativas de Euskadi

・（ ）は原文。【 】は訳者による追加。
Euskadiは「バスク」と訳した。

趣旨

1. バスク州（la Comunidad Autonoma del Pais Vasco）は協同組合法制の改正と見直しを行った。

バスク立法府はバスク協同組合主義の、とりわけ労働者協同組合が主導して発展し、複雑性を増してきたことにより、適切で丁寧な法的な調整に迫られた。スペイン憲法第129条2項が示すように公権力は協同組合を促進しなければならないとしており、1979年（スペイン）組織法で承認されたバスク自治州法第10条23項によって規定されている協同組合の権能を発展させる必要がある。国際協同組合同盟（ICA）が定めた協同組合の価値と原則、国連による協同組合の性格規定に基づき、世界の協同組合に対応するものである。

協同組合原則は協同組合の価値を実践するための指針である。すなわち、ボランタリーで開かれた連合（アソシエーション）、組合員による民主的統制、組合員の経済的参加、自治と独立、教育、訓練、情報、協同組合間協同、コミュニティへの関与である。

協同組合の価値と原則はマクロ的またはミクロ的にも社会的経済のより広い概念の中に位置づけられるべきものであり、それは単に理論的ばかりでなく、企業活動の量的規模においても社会的有用性の優位性と不可欠性と希望を示している。

社会的経済は2011年の（スペイン）社会的経済法及びEUの社会経済委員会や各機関の規定では、協同組合の歴史的原則と価値がその他企業や事業体に拡大したものと見なさ

れている。

1982年の【スペイン】協同組合法連法では、協同組合法制を企業法制の一環として重視し、仕事の創出と確立の企業的計画として重視し法的な保障を与えた。

1993年のバスク協同組合法制定以来27年経ち、バスク協同組合の現代化のための法整備の必要に迫られた。同時に、市場やグローバル化の競争の中で、協同組合が新しく発展するための保障を作らなければならない。

適切な法制を作ることは常に要請されることである。1993年バスク協同組合法は、これまで何度となく緊急の修正を行ってきた。2000年と2006年の法改正、2008年にはバスク小規模協同組合法、2008年バスク協同組合法第67,68条に関連して同改正が行われた。

さらに、1999年の公益協同組合に関する必要手続きの【スペイン】政令と、2000年の社会的事業体 (iniciativa social) 協同組合に関する政令、2005年の政令でバスク協同組合の登記の規則の改正と適正化が行われた。

1993年バスク協同組合法、2008年小規模協同組合法を修正見直しをしたのが本法条文であり、より体系的な条文とし、協同組合の規則の必要な解釈適用を行った。条文はバスク法制に適合するものであり、基本的に用語の整合性、法的解釈、曖昧さを排除し、適用において疑問を起こさないことを目指し、もともとの意味を尊重し必要な解釈を加えたものである。バスク協同組合法の条文の体系性は、より実現されており、各定義を明確化し、オリジナルな条文の訂正は最小限にした。それは協同組合の発展の連続性のためであり、また協同組合の種類を考慮したものである。

同時に、修正の目的は協同組合発展の現実

化に寄与するためのものであり、また、協同組合法制の運用を統制するためでもある。実際、規則の修正は、基本的な事柄の陳腐化を解消し、適用の費用や困難を軽減し、各協同組合の実践における規則の自律性を助け、企業としての協同組合という両立性の定義を支えるものであり、協同組合の民主的機能と参加を保証し、同時に、効率的な管理と統制を保証するものである。また、公私共同を強化するものである。つまり法的な確実性の水準を担保し、協同組合の内部関係や第三者たる非組合員との関係を強化するものである。それによってバスク協同組合法制は、確実な道具になり、協同組合同士また外部の法人形式とも結合するものとなるのである。

修正条文はすべて、用語、文脈などの整合性を確保したものである。それは運営機関の専門化、決定の迅速化、財源確保の強化、協同組合間協同、企業間の競争力の保証、いうまでもなく協同組合のアイデンティティの保証、民主的管理の保証、社会的責任の促進などについて特徴的である。

商業上の規則は最近の動向にあった手段や方法に適合させており、協同組合の自律性、伝統、受け入れられるべき規準に合致することを目指した。旧条文との整合性を保つために、修正は必要最小限にとどめ、はっきりしないものは変更しなかった。それは協同組合運営上に余計な規則的な負担をかけないためである。つまるところ、バスク自治州における法的確実性のための協同組合の規則の基本的範疇を定めたにすぎない。また諸規則は2015年の(スペイン)公的管理運用法の第129条に準拠したものである。本法は165条、付則9、経過措置2、廃止条文1、最終決定5、編4、章16からなる。

1979年バスク州基本法第10条23項に基づき、社会保障法に統合されていない協同組

合、共済組合について、バスク州としてバスクの歴史的慣習的整合性に鑑み、法的適用を行った。バスク州定款法第10条5項は、独自に、市民権、地方特権 (foral)、地域慣習を尊重し、地域的に適合した法制を定めたものである。

2. 一般的措置

1993年に制定された協同組合の概念の定式化を損なうことなく、また現在理解されている規範も保証するために、ICAの協同組合原則を受け入れて、さらに一定の規則の解釈を取り入れている。協同組合の責任、協同組合の各機関の独自の役割、内部活動の柔軟性について伝統的な解釈、また第三者非組合員との関係などを重視した。

また第三者非組合員との事業についての規則もあるが、なによりも組合員との事業が優先されるべきで、とりわけ農業・食品協同組合については協同組合最低資本額の規定の柔軟性を取り入れた。もちろん他の種類の協同組合についても同様である。

3. 協同組合定款について

協同組合の定款は最低限の内容を含むものであり、組合員の情報の権利、協同組合の過誤の防止、セクハラ防止も含む。また払戻しの権利規定、各機関の法的義務について含む。2010年の【スペイン】資本会社法の見直し政令も関連する。またバスク州政府の労働関連法制も関連する。

4. バスク協同組合の登録【登記】

バスク協同組合の登録については法制、独自性、連続性などの原則を変わず維持した。ただし商法上異議申し立てがある場合についての手続きを明確にした。原因の理由や日時など行政手続きの実際に合わせたものに

した。仮登記についても触れた。同時に、電磁的手段も登録手続きで採用した。

5. 組合員制度について

組合員規則は従来の規定を維持したが、【労働者協同組合以外の協同組合における】勤労組合員 (socias de trabajo) 【職員組合員】の参加基準を定款に義務づけた。それは協同組合と協働あるいは参加するその他の種類の会社において問題が起きる可能性があるからである。構造的であれ一時的であれ、また例外的であるにしても企業活動の中で発生する可能性がある。

組合員の情報の権利は変わらない。協同組合の文書は協同組合の利害にとってますます重要になり、その権利を侵害することは組合員に重大な被害をもたらす。総会決議はとりわけ重要である。また協同組合の利害のために秘密保持などをしないことや組合員の提案権利を損なってはならないと規定した。組合員は年次監査報告書についてもアクセスできる権利をもつ。組合員の協同組合定款に対する異議申し立てできる最低組合員数は変更がない。事業事項についての異議申し立て、組合員資格の試用期間や脱退の規定について、協同組合に対する各種必要な予告期間、組合員資格の最低期間、協同組合が組合員に義務の遂行を個別に要求する権利、法的脱退と不法脱退の差異、強制的脱退について定めた。脱退については三ヶ月の実行猶予期間を作った。除名については定款違反を明記するとした。変更がないのは罰則、組合員権利の停止および解除時期、総会期間中のそれらの取り扱いなどの規定である。

組合員の形式についてはいくつかの条文に入れた。従来のもとの新しい形式がある。それは協同組合の特性に基づくものでありまた現今の経済的要請に基づくものである。無期

限組合員資格の手続きについても定めた。不活動・不利用の組合員については、投票権を投票全体の5分の1【20%】と制限し、休眠組合員の定款上の権利義務を定めた。

最後に労働者協同組合（cooperativa de trabajo asociado）の労働者組合員（socias trabajadores）の組合員権利の停止や強制的脱退について明記し、用語の整合性を定款の各条文の中で行った。また各機関の権限、理事会への請求がいつでもできるようにした。出資金の払い込み期間規定と経済的理由による脱退について規定し、義務的出資金の払い込みは最大限2年以内（月割り）とした。ただし任意出資金は一括払込とした。

6. 協同組合の諸機関について

新しい特定の機関制度を導入した。管理運営機関の規則を新しくした。協同組合をより機能的にするために組織の権限をより具体化し自主的になるように規則を組織にあったものにし、諸機関との整合性をとるよう体系的にした。

総会は、その他の機関との関係で機能の明確化をした。企業管理のための効率化に総会も対応して、組合員が大規模化した協同組合における総会招集の強化を図った。重要決定の投票数は三分の二とした。法人組合員については複数投票の可能性を認めた。協同組合の活動に十分参加しない組合員についての投票権の制限ができるようにした。紛争の調停規則、手続きの承認などの書式などを決めた。

事業年度が終了してから最初の通常総会の開催を義務化し、商法に基づき適切な時期に開催することとした。教育協同組合については総会の第三回招集ができるようにした。これはすでに消費食品協同組合に認められているものである。第二回招集における定足数の

修正をした。これはなるべく第二回総会が開催できるようにしたものである。これらは参加を強化するための修正である。同時に総会招集手段に新しい情報技術を導入し、十分な情報の下で組合員の参加を容易にした。最後に、決議、提案、規則、有効期間と失効期間に対する異議申し立てについては、株式会社の規則規準を取り入れ、協同組合としての法整備をした。これは協同組合をきちんとしたものにするためである。

協同組合の運営機関については、善意の第三者非組合員が協同組合の目的に協力できるように機能の効率化を図った。とりわけ非組合員が専門的経営に関わることができるようにした。その決議の透明性を強化した。彼らが理事、理事代理の指名を受けられるようにした。彼らの禁止事項規則を強化した。また各協同組合がその現状と必要に応じて、同意事項をフレキシブルに決定できる余地を拡大した。定款で組合員の最低最大人数を定めることを総会で決定できるようにした。運営機関における非組合員専門家の割合は三分の一まですることができるようにした。事務局長や事務局に理事でない専門家を置けるようにした。

総会指名決議を得ないで一時的に専門家を事務局に採用することができるようにした。専務理事が死亡で不在になった場合、その他の理事が総会指名なしに就任できるようにした。理事辞任の理由提出と運営機関による審査を定めた。情報伝達の新技術の導入により運営機関の機能強化と効率的参加、総会と同じ決定基準で投票を行うこととした。

経営陣に対しては責任と法的義務、要請されない行為をしないこと、協同組合の現状の法的制度の下で活動することなどの、強化を行った。同時に【経営陣の】報酬に関しても整合性を持つようにし、協同組合以外から報

酬を得ている場合は、総会で適切な所得の額を決めることとした。これは協同組合の経済状況に基づき、また情報の透明性を確保するためである。

監視委員会 (comisión de vigilancia) の規則に変更はなく、民主的性格と、運営委員会と総会をつなげる役割を果たし、総会に運営委員会が対応して効率的な管理を行えるようにする。監視委員会についての修正は、協同組合の会計報告書が外部の会計監査機関に任せられる場合に、形式などをきちんとできるようにすることに限定したもので、組織運営それ自体の修正ではない。

社会委員会 (consejo social) 【労働者組合員委員会】は、バスク協同組合主義の独特の社会機関として有用であるが、これは協同組合の規模に関わりなく、各協同組合が設置するかどうか決めるべきものである。

請求委員会 (comité de recurso) は、民主的性格を持ち、協同組合の自主統制を示すものであり、設置は各協同組合の任意であるが、規則の用語は同じものとする。

7. 経済制度

協同組合や組合員の非組合員である第三者にたいする責任圧力はますます強まっている。協同組合における損失処理制度は、各協同組合により柔軟なものであるが、義務的準備金【積立金】に制限がある場合、黒字の直近5年間の法的準備金に充当する比率を最大として損失処理に計上できる。ただし定款でその5年間以下と定めている場合は除く。しかしながら、義務的準備金が協同組合の資本の50%以上になった場合、その超過分は損失処理に充当することとした。さらに調整したのは、第1に、組合員が対応する損失に対してさらに1年追加することとして、組合員の協同組合における負債義務の解消を容易

にした。第二に、総会で決議された新規の出資金についてはばかりでなく、定款ですでに決められている協同組合出資金についても、組合員社会的協同組合資格を維持する最低出資金を除いて手をつけられることとした。【組合員の】責任は、1993年バスク協同組合法律制定以来、有限である。

協同組合の経済規則は、1993年バスク協同組合法が定める協同組合資本に対する出資金の財源は多様なのは、協同組合企業活動を円滑化するためであり、協同組合らしい事業体になるためであり、独自の規則も促進させるためである。

重視すべき財源投資における投資家保護、消費者保護は、各種法令に従うものだが、とりわけ金融セクターの法令が重要である。本法は、金融情報が協同組合に対する消費者投資家に十分明確に伝わるようにした。本法で定めた付属的な投資的出資金については所管金融当局に通知し、出資申し込みが現行法に合致していなければならない。そのための十分明確な情報を提供しなければならない。情報の透明性は、投資を受けようとする場合、消費者投資家が出資できるように内容を明確にしなければならない。

協同組合資本 (capital social) には3種類の規定がある。第一に、破産しない場合に法定の利子払いを前提とした運用である。第二に、資本縮小または事業活動縮小の場合のように、特別な事柄に一致対応したものである。第三に、法律に合わせるものである。すなわち、ひとつは、定款の修正によって、強制的に、出資金とその払い戻し権利について規定が変更されて、払戻が無条件に拒否されるようになる場合である。もうひとつは、協同組合の企業活動のための経済規準の目的のための出資の払戻が拒否できると、任意に定款で定められている場合である。剰余金を義

務的準備金、協同組合教育推進基金、その他公益目的に充当する場合、2008年規則によって、組合員や従業員への情報・教育のため、男女平等のために使わなければならない。

8. 協同組合の文書、収支報告書

協同組合の会計規則では、純資産の変化および現金のフローの状態について、会計基準が変更した場合はその調整も含めて示さなければならない。しかし、事業報告や会計監査の規準、協同組合の会計は、協同組合について定めている会計総合計画の現行規則を遵守しなければならないし、会計監査局の定めた規準、その他適用される会計規則にしたがわなければならない。

同じく、商法に準拠すること。協同組合年次会計報告書に対する規則、事業を終了したときにはそのきめられた期間について協同組合は年次報告書に合わせて定めなければならない。

2010年政令で定められた、資本会社法第262条に基づき事業報告書を作成し、商法にある【協同組合にとって】必要のない事項は適用しない。しかし、改正資本会社法についての2018年の「商法修正法」における会計監査における事業報告等の事項は適用すること。商法修正法の第35条1項は、総会による年次報告書承認のための期間を特定の場合に適用すること。逆に、協同組合の規模によっては監査をいつするかは自ら決めてもよい。事業報告をいつ作成するかは以上を踏まえて協同組合が自ら調整修正できる。

9. 定款の変更、協同組合の合併および分割

修正、合併、分割、さらには事業目的の内容などに関してのうち、協同組合が他の民事会社または商事会社と合併する特別合併については、これまで明確な規定がなかったの

で、導入した。協同組合の形態変換【協同組合でなくなる】の場合、協同組合でない会社に対しても協同組合を合併する場合は、バスケット協同組合法第89条4項の修正事項が適用される。同時に、特別合併以外でも、協同組合でない会社のために協同組合が分裂する場合についても、明確に規定した。これは実践的にも協同組合の組合員規則が自主的協同組合法制の中でも商法的規定の中でも必要だと見なされるからである。

1993年協同組合法における定款変更規定に関する革新性は変化ない。公開制、組合員による点検の権利と文書取得の権利、脱退の権利、合併についての事前同意の必要性、その期間と手続き、追加文書に対する組合員及び債権者の情報の権利、合併手続き形式、関係する協同組合に対する影響などである。同様に、協同組合の分割の場合にも、生ずべき問題について経営陣が文書により提案を示し、連带的責任をもって行い、分割により利益を得る会社に制限を加えるようにした。

10. 協同組合の形態変更

企業形態を変えることは、その協同組合の本質を解体する恐れがあるが、現行の法的形態を変えずに維持するならば、実務的規範面をよくすることでもある。企業形態変更についてはバスケット協同組合最高会議による点検がない場合は、協同組合自身の監視委員会が点検する。したがって、当該の協同組合に対するバスケット州関連法規に沿って、理由や目的について、また新しい組織の形態の出資金や資産の内容や金額についての妥当性を点検してバスケット協同組合最高会議の承認を求めるようにする。

1993年バスケット協同組合法でも示しているが、バスケット協同組合は、協同組合の形態変更を規則化して新しいやり方のパイオニアで

あったが、変更し過ぎる条件付けをしないようにした。さらに報告によって承認を行えるようにして、基金の移転をフレキシブルにできるようにした。すなわち、協同組合資産を協同組合運動の内部に保持することをやめて、新しい会社の準備金にできるようにした。また、独立専門家によって資産の価値下落の可能性についての指摘を受けるようにして、貸借対照表における損失について見て、基金の実際の価値を明確にすることにした。また、監視委員会による点検については、法的点検と見なす。

11. 協同組合の解散および清算

解散についての規則に変更はない。唯一新しい点は、現行の競争入札に必要な調整を行ったことである。すなわち、再建の可能性がある場合の破産の取扱である。逆に、変更されたのは、清算の規則で、これまでの規則では清算人に指名される人物は組合員の資格が必要であった。現在は、当該協同組合の解体処理するために指名された組合員が無能力で、命令された清算や消滅の実行ができない場合がある場合、総会はそれに対して清算人を変える決議をすることができるとした。資産の認定、収支表の承認、配当計画については従来規則が適用される。法的保障のために、特別異議申し立てについても従来規則どおりだが、別に協同組合を設立する場合にも同様の規則がその協同組合に適用される。登記消滅の規則は変更があり、単に形式問題の変更、および会計文書その他文書を清算人は5年間保存しなくてはならない。

12. 協同組合の種類

一般的に、協同組合の種類は、その目的に従った特性、組合員の法的地位、優先すべき特定の規則にしたがって区分され、協同組合

一般の規則によってまとめられている。

労働者協同組合は、労働制度についての自主管理決定能力によって維持されるもので、内部規約と労働規範に基づく。その組織的特性は、最低報酬【賃金】規準は維持されるものの、非労働についてもふれている。労働者協同組合内部の賃金労働者は協同組合内部の雇用数に比例して、協同組合の目的に従って数が決められる。その数は協同組合で働いている組合員の年間労働時間総数の30%以内に制限される。賃金労働者の数は障害者の雇用の拡大とも関係している。教育協同組合における労働契約と訓練教育は労働の社会的統合、家族との調整、協同組合が臨時労働を取り扱う会社となる場合の会社規定にもかかわる。

賃金労働者【いずれかの種類の協同組合の】組合員になる手続きは、法規に基づき、その勤労期間に基づくが、自動的に組合員になるものではない。申請期間は12ヶ月以内である。労働者協同組合として受け入れる協同組合は、自立的労働者法規に基づいて、定款に労働者が払う社会保障料の支払いを明記して労働者が働き易いようにする。協同組合の種類にあった規則を適用する。労働報酬に対しては社会保障料には関連しないが、協同組合の剰余金の算定については控除される。常勤【完全労働】、非常勤【一時的労働】規則については、問題を明確にして、労災適用などにする。労働衛生についても定義をきちんとした。

また農業・農産品協同組合においては、組合員の農業労働に適した名称にした。臨時労働については法人格のない事業体であっても、法的に協同組合に所属している場合は、組合員として認めて適切な法規的取扱をすることとした。農村に奉仕する協同組合として、コミュニティ協同組合としてのコミュニ

ティ責任を明確にした。第三者非組合員の協同組合への経済活動の参加比率は、定款で定められるが、49%までよいこととした。それはコミュニティ的特性のためである。そして場合によっては農業開発協同組合と統合してもよい。これは非組合員むけに生産しているが、加入すると49%以上が可能になる。

住宅協同組合、運輸協同組合、「若者協同組合」についてはより革新的なものにした。

住宅協同組合については、バスク州法や国法の住宅協同組合規定と整合性をとり、住宅の建設と管理の基本的決定権を協同組合を所有している組合員にして、定款において民主的にした。不動産管理は組合員はたいていは素人なので専門家がもっぱら行っていたが、経理、管理会社との契約を含め建設、金融に関して組合員が参加するような形式にした。代表やその他の者の事業・管理の情報の透明性を確保することとした。住宅協同組合の非組合員比率を30%に引き上げた。1993年バスク協同組合法の一般規定に合わせたものである。この比率は協同組合が実際に合わせて変更することができる。会計監査の義務は変更ない。文書により、効果的参加、民主的運営、経済事業体としての監査書類の正確なことを確認して提出することとした。公益目的の住宅などの建設の時の競争入札の規則を整備した。公益目的住宅の規則についても協同組合の規則が優先される。特殊性があるにしても民間の住宅建設であるし、運営の性質に合わせたものである。強調すべきは、住宅資産の入札の代わりにする使用権の譲渡については、規則破りということではなく、規則を実態に合わせるようにしたことである。最後に組合員の責任については地域的特性があるので、資本出資金額は住宅に対応し、地域の住宅価格との整合を図る。

運輸協同組合とサービス協同組合は、定款

で企業サービス協同組合または労働者協同組合と同じ取扱いとすることとした。紛争などは実証的に問題解決の提案をすること。運輸協同組合として定款で具体的に明記すること。

若者協同組合は、新しいタイプの協同組合で、(若者の)社会的契約を目的としており、教育的性格を持つ。学位取得と連動し、定款にその旨記載する。転換協同組合でもあるので、普通の協同組合になる場合がある。

教育協同組合は、三つの形式がある。公益的、組合員が教員、非教員、本法第30条を除いて労働者協同組合の適用などである。教育協同組合は、教育的、社会的側面に独自の性格があり、公益性や非営利性により、労働の提供形式が労働者協同組合の労働者組合員やその他の協同組合の労働者【勤労者、職員】とは違いがあることである。

社会的統合協同組合は、社会的排除される恐れのある障害者を含めた協同組合である。

新しく企業育成協同組合が区分けされた。経済的社会的活動をする企業家や起業家を育成する協同組合である。

その他の協同組合については特段の変更はない。消費協同組合は非組合員に事業をできる制度を維持している。専門サービス(企業家)協同組合はコーディネーター会社、共同経営会社(centro societario común)のようなものである。金融協同組合は国家の法規に従う。医療協同組合の規則については今後整備される。コミュニティ協同組合と社会的統合協同組合の規則も今後のものである。

13. 協同組合の統合とグループ化

第二次協同組合【連合会】、第三次協同組合【総連合会】の形成は、協同組合間のグループ化の規則に基づくが、効率的な事業共同活動にとって必要なものである。協同組合

同士が統合的に自主統制することだが、協同組合に限らず一般的なことでもある。

検査 (interviniente) 協同組合は、経済活動を補完する役割をもつもので、より一般社会的な規則に基づいた組織でコンサルタント的活動を行うものである。以上のように協同組合は発展しており、協同組合企業 (corporaciones cooperativas) という用語は廃止された。経営陣の二重化を意味したが、不要になったか禁止されたからである。逆に協同組合グループに対する法的整備が行われ、協同組合同士の制度化が進められ、市場における効率化に協同組合も対応している。

最後に、混合協同組合が、1993年バスク協同組合法で規定されたが、規則的変革を進め、金融面をより容易に取り扱うことができるようになった。

14. 協同組合と行政【公権力】

行政とは第一に協同組合の育成、第二に協同組合の合法性の保証に関連する。

公私共同については、労働者協同組合、消費協同組合、農業食品協同組合、住宅協同組合などが教育面、農村開発、社会的統合などにおいて協同組合運動として組織的制度的に活動している。2011年の【スペイン】社会的経済法がそれらの活動をまとめたものになっている。

バスク協同組合運動と行政の活動との関係では、従来の時代遅れの関係を革新する必要がある。行政の肩代わりをする「政策」は、【行政による】検査や制裁機能を含めて、バスク協同組合法制に違反するものである。1993年バスク協同組合法には【協同組合自身による】制裁手続きについて触れているが、今日に至るまで規則化されていないのである。1993年法第139条と140条に違反と制裁の規定があるが、現在まで見直しはされて

いない。その間、バスク協同組合運動は発展し、ますます行政的な違反と制裁の監督に対して見直しの要請が強まっている。行政の検査の役割は、基本的に協同組合における組加、民主的、連帯的運営、不分割準備金、出資金などに関するべきで、一般的な型どおりの検査をするべきでなく、一般市場の企業に対するように協同組合を取り扱うべきではない。協同組合は共同という点で他の企業とは異なるのである。すなわち「社会的利益」企業として公的検査を行うべきなのである。

15. 協同組合連合主義 (asociacionismo)

協同組合の連合においてアソシエーション【結社、連合】の自由は、最低限規則化されており、バスク自治州の公権力は協同組合間協同を促進し、その代表制の規準を認めている。バスク協同組合の連合主義は、各種協同組合の連合会には「バスク (Euskadi) という言葉をつけている。法的呼称としては連合会、総連合会をつけ、加入協同組合に対して会計チェック、会計監査などを行うことができる。バスク協同組合会議との関係では、財政情報規準や年度会計報告の規準の統一化を図っている。バスク州政府は、協同組合各連合会、バスクの諸大学、州議会などをバスク協同組合会議に参加させている。バスク協同組合会議は、定款に基づいて、仲裁機能を持ち、組合員との紛争や利害問題の仲裁役を果たす。

16. 追加・暫定・廃止・最終措置

廃止になった項目は以下のものである。

一追加措置7、社会保障確認事項

一追加措置9、協同組合運動の分割

一暫定措置2、定款の有効期間について

一最終措置3、アソシエーションと財団の公益性と協同組合を同じ扱いにすること、資産

や文書についての記述。地域における住宅協
同組合の公益性とその建設について。

(いしづか・ひでお)